

中央環境審議会 土壤農薬部会 農薬小委員会 (第 38 回)
議事要旨

参考資料 1

1. 日 時 平成 26 年 1 月 21 日 (火) 14:00 ~ 16:05

2. 場 所 中央合同庁舎 5 号館 環境省第 1 会議室

3. 出席委員 委 員 中杉 修身

臨時委員	浅見 真理	上路 雅子
	五箇 公一 (委員長代理)	白石 寛明 (委員長)
	染 英昭	田村 洋子
	築地 邦晃	根岸 寛光
	山本 廣基	吉田 緑
専門委員	浅野 哲	稲生 圭哉
	内田 又左衛門	細見 正明

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (3) その他

5. 議 事

審議については、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、8 農薬 (ジエトフェンカルブ、シハロホップブチル、ダイアジノン、ピメトロジン、ブトルアリン、プロクロラズ、プロチオホス、メトリブジン) について審議が行われた。当該 8 農薬について、審議の結果、事務局 (案) を了承することとされた。なお、ダイアジノンについては、環境中予測濃度と基準値が近接していることから、使用実態を考慮した水質モニタリング調査を実施し、リスク管理措置の必要性を検討すべきとされた。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、3 農薬 (シアントラニリプロール、フェノキサスルホン、フェンピロキシメート) について審議が行われた。当該 3 農薬について、審議の結果、事務局 (案) を了承することとされた。

以上